



交野市都市計画マスタープラン

都市計画に関する基本的な方針



ひと・まち・くらし みんな生きいき 星のまち★かたの



交野市 平成23年(2011年)4月

はじめに

本市は、昭和 46 年（1971 年）11 月 3 日に市制を施行し、平成 23 年（2011 年）に、市制施行 40 周年の節目を迎えます。

この間、本市では自然との共生を図りながら良好な住環境の整備や道路・公園などの都市基盤施設の整備などに努め、平成 13 年には、より魅力ある永住都市としてのまちづくりを進めるため、「交野市都市計画マスタープラン（都市計画に関する基本的な方針）」を策定し、これに沿って今日のまちの姿を形成してまいりました。

しかし、近年ますます加速する人口減少社会や市民の暮らしの多様化、また、地方分権改革が進展する中で、各自治体がそれぞれに創意工夫をしながら、市民と協働でまちづくりに取り組む時代となってまいりました。さらに、昨年 3 月には、本市の新たな道路交通ネットワークの主軸となる第二京阪道路が全線開通し、交通の利便性が飛躍的に高まりました。

このような社会・地域情勢の変化に対応するため、平成 13 年に策定した都市計画マスタープランを継承しつつ、平成 21 年度から見直し作業に入り、改訂を行いました。

このマスタープランでは、上位計画である第四次総合計画との整合を図りつつ、これまでの自然環境や歴史的資源などの交野らしさの保全・活用に加えて、市民の暮らしの視点にたち、それぞれができることを少しずつ担い合い、誰もが暮らししてみたい・暮らしつつけたいと感じる都市づくりを目指してまいります。

市制施行 40 周年という記念すべき年に新たなマスタープランを発効できること、そして新しいまちづくりの展開が始まることに大きな喜びと期待を感じる次第であります。

最後に、本マスタープランの改訂にあたり、ご尽力いただきました都市計画審議会並びに都市計画マスタープラン検討部会の委員の方々をはじめ、ワークショップ参加者の皆様方に心より御礼申し上げます。

平成 23 年 4 月

交野市長 中 田 仁 公

目次

序章 都市計画マスタープランについて

- 1. 都市計画マスタープランの役割 2
- 2. 都市計画マスタープランの位置づけと構成 2

第1章 全体構想

- 1. 交野市の現状 6
 - (1) 交野市の現況 6
 - (2) 人口 7
 - (3) 住宅と住環境 10
 - (4) 産業 11
 - (5) 土地利用 13
 - (6) 都市計画 15
- 2. 都市・まちづくりの基本課題と方向性 18
 - (1) 都市計画の現状と課題 19
 - (2) ワークショップにおける意見 23
 - (3) 課題の集約・整理とまちづくりの方向性 26
- 3. まちづくりの指針 28
 - (1) まちづくりの方針とフレーム 28
 - (2) 将来都市構造 30
 - (3) 土地利用の方針 34
- 4. 都市整備の基本方針 36
 - (1) 都市施設整備の方針 36
 - (2) 市街地整備の方針 44
 - (3) 住宅・住環境整備の方針 45
 - (4) 都市景観形成の方針 46
 - (5) 自然環境保全の方針 48
 - (6) 都市防災の方針 49
 - (7) 福祉のまちづくりの推進方針 50
- 5. 市民主体によるまちづくりの推進 51
 - (1) 市民主体のまちづくり手法 51
 - (2) 市民参画のシステムづくり 52

第2章 地域別構想

◇地域区分と地域の状況	54
◇くらし地域	57
(1) 地域の沿革 (2) 地域の現況 (3) ワークショップ (4) 地域を特徴づける資源 (5) 地域の主たる課題 (6) 地域整備の方針 (7) 地域整備方針のまとめ	
◇こうづ地域	71
(1) 地域の沿革 (2) 地域の現況 (3) ワークショップ (4) 地域を特徴づける資源 (5) 地域の主たる課題 (6) 地域整備の方針 (7) 地域整備方針のまとめ	
◇きさべ地域	85
(1) 地域の沿革 (2) 地域の現況 (3) ワークショップ (4) 地域を特徴づける資源 (5) 地域の主たる課題 (6) 地域整備の方針 (7) 地域整備方針のまとめ	
◇ほしだ地域	99
(1) 地域の沿革 (2) 地域の現況 (3) ワークショップ (4) 地域を特徴づける資源 (5) 地域の主たる課題 (6) 地域整備の方針 (7) 地域整備方針のまとめ	
◇いわふね地域	113
(1) 地域の沿革 (2) 地域の現況 (3) ワークショップ (4) 地域を特徴づける資源 (5) 地域の主たる課題 (6) 地域整備の方針 (7) 地域整備方針のまとめ	

第3章 都市計画マスタープランの実現に向けて

1. 都市計画マスタープランの実現に向けて	128
2. パートナーシップ型のまちづくりの推進	128
3. 都市計画マスタープランの充実	129

附属資料

1. 用語集	132
2. 都市計画マスタープランの策定経過	135
3. 交野市都市計画審議会委員名簿	136



序章 都市計画マスタープランについて

1. 都市計画マスタープランの役割

都市計画は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための総合的な都市づくりの計画であり、土地利用の規制・誘導、道路・公園などの都市施設、市街地開発事業などの計画や整備について必要なものを定めます。また、その計画等は、都市の自然、歴史、生活文化、産業などの特性を踏まえ、都市を総合的に整備、開発あるいは保全するために、上位計画や関連計画に適合するように定めます。

近年の社会では、これからますます加速する人口減少や少子・高齢化社会に対応するよう、これまでの都市機能の拡散による拡大成長の都市づくりを見直し、高齢者等の生活利便の向上や自動車に過度な依存をしない、公共交通ネットワークの活用や既存ストックの活用などによる環境負荷の低減をめざした集約型の都市づくりが求められています。

こうしたまちづくりを進めるために、市民に最も近い立場にある市町村が、市民の意見を反映させ、市のまちづくりにおける考え方や将来像、まちづくりの方向性を示し、都市計画区域における主に土地利用、都市施設の整備方針などについて、「都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）」を定めます。

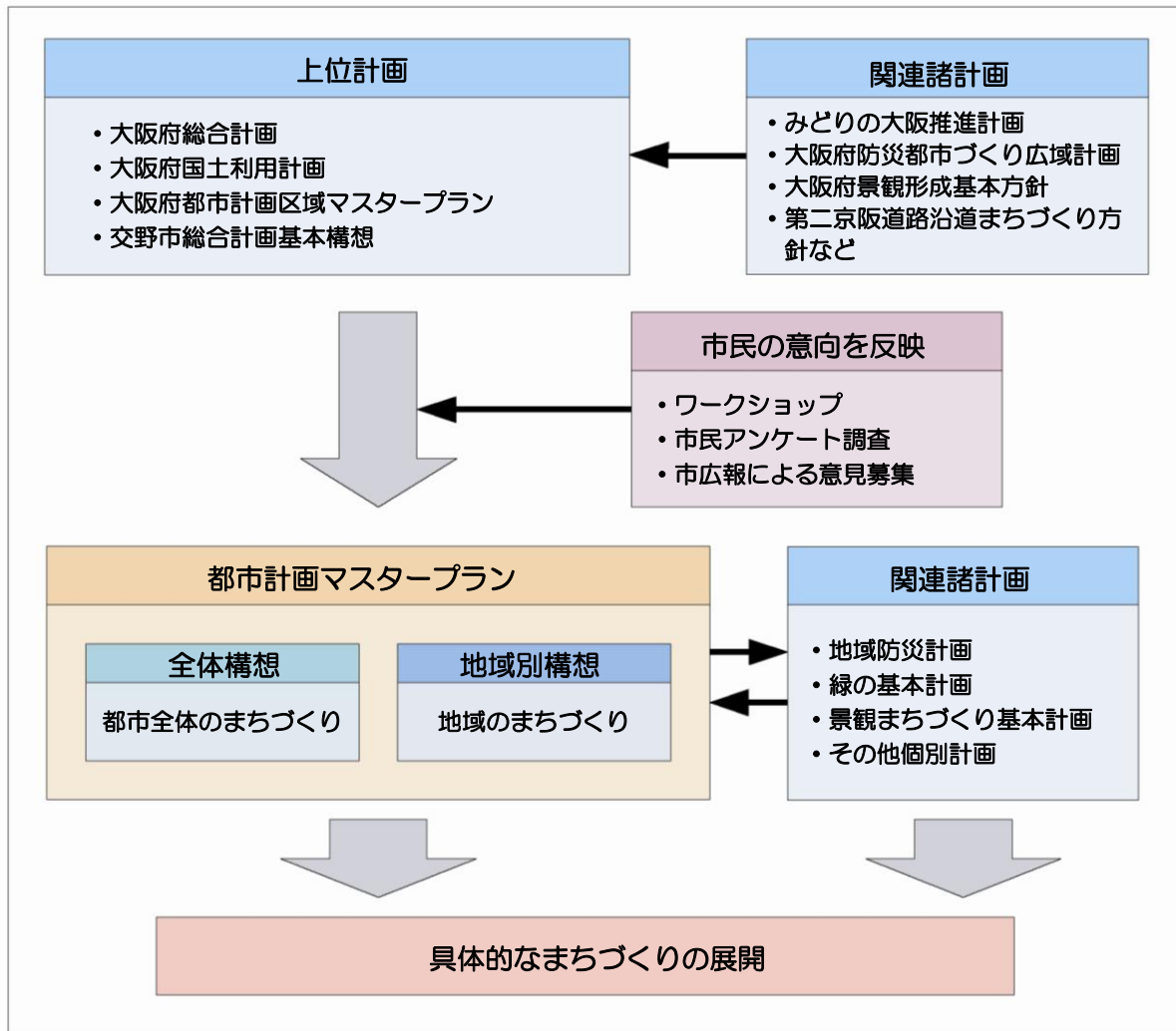
2. 都市計画マスタープランの位置づけと構成

(1) 都市計画マスタープランの位置づけ

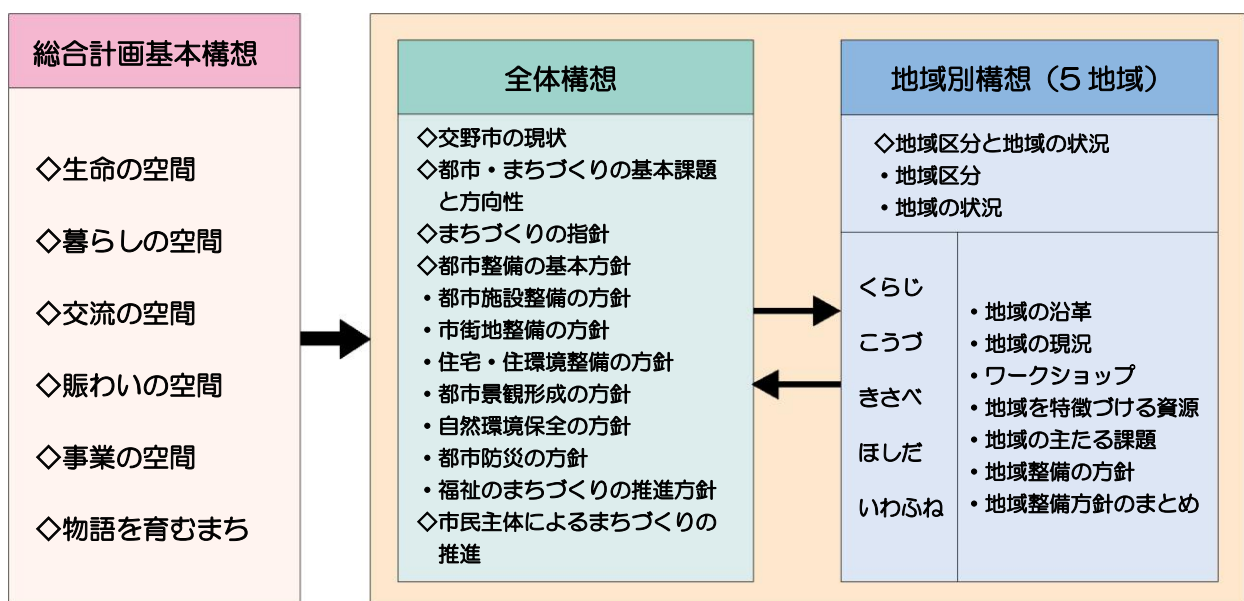
交野市都市計画マスタープランは、国や府の計画、市の総合計画などの上位計画や関連計画などを踏まえた東部大阪都市計画区域における本市の将来計画であり、都市計画法第 18 条の 2 において「市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）」として位置づけられ、今後の本市の都市計画分野のまちづくり指針となるものです。

(2) 都市計画マスタープランの構成

都市計画マスタープランは、上位計画である市総合計画基本構想の空間形成の考え方を踏まえ「全体構想」と「地域別構想」により構成します。「全体構想」は、本市のまちづくりの指針を示し、その実現のための基本方針を示します。「地域別構想」は、「全体構想」と整合を図りながら、市域を集落の成り立ちや結びつき、河川、道路などの地形地物を勘案して 5 つに区分し、それぞれの地域におけるまちづくりの方針を示します。



都市計画マスタープランの位置づけ



空間形成の考え方

都市計画マスタープランの構成

